

総合相談窓口の設置

今回の地震に伴う「総合相談窓口」を開設しています。震災に係る各種支援の相談、罹災証明書の発行などについての相談窓口となります。※罹災証明書がお手元に届いた方は持参してください。

■受付日時

令和4年4月25日(月)～令和4年5月22日(日)まで（土曜日を除く）
午前9時～11時30分、午後1時～午後4時30分

■設置場所

国見町役場1階 アカマツの広場

☎住民防災課環境防災係 ☎585-2116

罹災証明書を発送しています

令和4年3月16日の福島県沖地震に際して、罹災申請に基づき調査を行っています。調査が終了した方へ罹災証明書を4月21日(日)より順次発送しています。お手元に届きましたら内容を確認ください。

※裏面の「被害の程度毎に利用できる支援制度」を参照してください。

☎税務課 ☎585-2778

令和4年度固定資産税の納期限を変更します

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による甚大な被害があったことから、納税者負担の緩和・軽減を図るため、令和4年度固定資産税の納期限を延長します。例年と日程が大きく異なるため、お間違えのないようご注意ください。

第1期	8月1日(月)
第2期	9月30日(金)
第3期	11月30日(日)
第4期	令和5年1月31日(火)

☎税務課課税係 ☎585-2778

心の健康相談窓口を開設しています

相談内容	相談窓口・相談機関	電話番号	相談受付時間
被災された方の こころの相談	被災者相談ダイヤル ふくここライン	0120-783-295	月～金 9時～12時 13時～17時
	ふくしま寄り添いフリーダイヤル (予約制)	0120-556-189	10時～22時 (予約は24時間受付)

被害の程度毎に利用できる支援制度

交付された罹災証明書に記入されている「被害の程度」に応じて下記の支援制度が利用できます。

※詳しくは罹災証明書に同封されているお知らせを確認のうえ、担当窓口へ問い合わせください。

		罹災証明書に記載されている「被害の程度」							担当窓口
		全壊	大規模半壊		半壊		準半壊	一部損壊	
	解体		修理	解体	修理	修理			修理
①家屋等の公費負担による 解体・撤去		○	○		○				住民防災課 585-2116
②住宅応急修理制度				○	○	○	○		建設課 585-2972
③被災住宅修理支援制度								○	建設課 585-2972
④被災者生活再建支援制度		○	○	○					住民防災課 585-2116
⑤国見町罹災救助給付金		○	○	○	○	○			福祉課 585-2793

利用できる支援制度